

# 2025 年度「東南アジア青年の船」事業（第 49 回） 応募要領

「東南アジア青年の船」事業は、日本と東南アジア諸国連合（以下「ASEAN」という。）の各国との共同声明（1974 年）を契機に、日本政府と ASEAN 各国政府との共同事業として開始したものです。本事業は、日本及び ASEAN の青年相互の友好と理解の促進、青年の国際的視野の拡大、国際協調精神の醸成及び国際協力における実践力の向上を図り、もって国際化の進展する社会の各分野で指導性を発揮することができる次世代リーダーを育成することを目的としています。

2025 年度は、日本国内、船上及び訪問国 2 か国において各種の交流活動を実施します。

## 1 参加国

日本及び ASEAN 諸国（ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国）

※ オブザーバー参加：東ティモール民主共和国

## 2 事業の構成及び内容

本事業は、日本参加青年に対する研修及び本体プログラムによって構成されます。

### (1) 日本参加青年に対する研修

#### ① 事前研修

事業の趣旨、内容等について理解を深めるために必要な基礎知識や参加青年としての心構え、ディスカッションの基本情報を習得するとともに、外国参加青年との交流プログラムに備えるため、英語ディスカッション講座を実施。

#### ② 出航前研修

船上及び訪問国における諸活動の最終準備を実施。

### (2) 本体プログラム【使用言語：英語】

#### ① 日本国内活動

表敬訪問、ディスカッション活動\*、各種視察、地方プログラム\*等を実施。

#### ② 船上活動

ディスカッション活動、文化交流、事後活動セッション等を実施。

#### ③ 訪問国活動（シンガポール、タイ）

表敬訪問、ホームステイ、施設見学、訪問国青年との交流活動等を実施。

\*ディスカッション活動（6 分野）

2023 年 12 月 17 日に開催された日本 ASEAN 友好協力特別首脳会議にて採択された共同ビジョン・ステートメント 2023 実施計画にて各国首脳が合意した事項を基に設定した以下の 6 つの分野に分かれ、我が国と ASEAN の青年が今後パートナーシップを強化し、経済・社会問題に共に協力するには、どのような行動をと

るべきかについてディスカッションを行う。

※ ( ) 内はテーマにかかわる実施計画段落番号

- I. 質の高い教育 (1.8~1.16)
- II. 経済成長と持続可能で責任ある観光 (1.7 及び 2.1)
- III. 地球環境と気候変動 (2.4 及び 2.6)
- IV. 防災と復興 (2.7)
- V. 社会福祉と包摂的な社会の実現 (2.12)
- VI. デジタル社会と人工知能 (AI) (2.9)

※ 日本青年3名程度、外国青年2名程度×10か国によりグループ編成

※ 上記テーマは暫定的なものであり、今後一部が変更となる場合があります。

#### \*地方プログラム

参加各国混成のグループで日本国内の5つの県(岩手県、千葉県、富山県、徳島県、長崎県)に分かれて訪問し、表敬訪問、ホームステイ、地元の青年との交流等を行う。

### 3 開催日時

(1) 事前研修

2025年9月12日(金)～9月16日(火): 5日間(都内)

(2) 出航前研修

2026年1月13日(火)～1月15日(木): 3日間(都内)

(3) 本体プログラム

2026年1月16日(金)～2月17日(火): 33日間(都内及び船内)

・日本国内活動 1月16日(金)～1月24日(土)

・船上活動・訪問国活動 1月25日(日)～2月17日(火)

※ 上記期間中に、訪問国活動(シンガポール5日間程度、タイ7日間程度)を実施

※ タイ(バンコク)にて下船し、都内に移動した上で解散予定

※ 諸般の事情により、日程が変更されることがあります。

### 4 募集人数

**日本参加青年 20名**

※ 外国参加青年は9か国各16名+オブザーバー参加6名、日本・外国で合計170名程度が参加予定

### 5 応募要件等

- (1) 日本の国籍を有すること。
- (2) 2025年4月1日現在、18歳以上30歳以下の者であること。
- (3) 健康で、長期の共同生活・航海に耐えることができること(医療体制及び緊急対策の観点から妊娠している者の参加は認められない)。
- (4) 協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができること。

- (5) 日本の社会、文化等について相当程度の知識を有すること。
- (6) 参加国に対して関心と理解があること。
- (7) 本事業における活動（ディスカッション等）を円滑に行うことができる英語力を有すること。
- (8) 事前研修、出航前研修、本体プログラムの全日程に参加できること。
- (9) 事業終了後もその経験をいかして社会貢献活動等を活発に行うことが期待できること。
- (10) 自らの負担でインターネットに接続できる端末や通信環境等を準備できること。
- (11) 事業内において、内閣府及び本事業の支援業務を受注した業者が撮影した写真及び動画等について、内閣府及び関係団体の HP、SNS 及びその他広報に用いることに同意すること。
- (12) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症対策に関し、内閣府が求める必要な対応（マスク着用、手指消毒、検査、隔離措置等）について協力できること。  
※日本又は訪問国入国時の検疫措置等が強化された場合には、参加にあたり別途対応を求める可能性があります。
- (13) 本事業を含め、過去に内閣府が主催する青年国際交流事業に参加したことがないこと。

## 6 修了証の交付と参加資格の取消

本事業を通じて、日本及び外国参加青年の相互理解と友好促進に貢献したと認められる参加青年に対しては、内閣府から本事業の修了証を交付します。

ただし、参加青年として決定した後であっても、事前研修、出航前研修、本体プログラムの全日程に参加しなかった場合など、応募要件等に反することが判明した場合や、参加青年として不適切と認められる行為があった場合には、参加資格を取り消し、修了証を交付しないことがあります。

## 7 応募方法

内閣府のホームページにある応募方法に従ってご応募ください。

※ <https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/bosyu-2025.html>

※ 参加申込書による書類選考の後ウェブテスト及びオンライン面接による2段階での選考を行います（参加申込書には、学歴、職歴、経験等に加え、1200字以内の応募理由（志望動機）等を記入していただきます。）。

※ 障害等により事業参加に際して何らかの配慮が必要な場合は、参加申込書の備考欄に配慮すべき事項の内容を記載してください。

※ 書類選考の合否判定については2025年4月25日（金）頃までに、応募者全員に対し参加申込書を提出いただいたメールアドレスへ結果を通知します。合格者に対しては、最終選考となるオンライン面接試験（個人面接及び英語グループ面接を5月9日（金）～5月18日（日）の間で実施予定、日時の指定はできません）を行うための詳細を併せて連絡いたします。

オンライン面接による選考の合否判定については、6月上旬頃に面接受験者全員にメールにて結果を通知いたします。

**※ 参加申込書提出の締切：2025年4月18日（金）12時（正午）**

※ 参加申込書提出に先立つ応募フォームへの入力・送信は4月16日（水）12時（正午）までです。上記期限までに応募フォームへの入力・送信がないと参加申込書の提出は受け付けられませんので、御注意ください。

※ 参加申込書はメールによる申請のみの受付となります。郵送による申請は不可となりますのでご注意ください。

## 8 併願について

### (1) 併願の条件

内閣府が主催する国際交流事業に最大2事業まで併願することが可能です。併願をする場合には、各事業の選考試験を受ける必要があります。また、参加できる事業は1つの事業のみです。

### (2) 提出書類

併願を希望する場合は、応募フォームにて希望順位も含めて回答の上、参加申込書に応募理由（志望動機）を記入してください。

### (3) 合格の決定

併願を希望する者に対して内閣府が合格を出す際は、希望順位に基づき、受験者1名に対して1つの事業について合格を決定します。

## 9 その他

### (1) 参加費：30万円程度（見込み） ※振込みによる事前徴収

- ① 事前研修、出航前研修に係る宿泊費
- ② 海外旅行保険加入費
- ③ 傭船料の一部
- ④ 制服代

### (2) 上記の参加費の他、以下の経費についても各参加者の負担となります。

#### ① 事前研修に参加するための往復の交通費

※出航前研修に集合するための交通費及び帰国後に解散場所から帰宅するための交通費は内閣府が負担します。

#### ② 事前研修、出航前研修に係る食費（実費）

#### ③ (1)②の海外旅行保険で賄えない治療費及び付随する費用

※特に、事前研修期間中は保険期間外となります。

#### ④ 旅券発行手数料等

⑤ 本事業への参加決定を取り消された場合の帰国等に係る費用。ただし、日本参加青年の親族が死亡又は危篤状態になった場合や、日本参加青年が本事業への参加を継続できないほどの病気を患った又は怪我を負った場合、その他管理官がやむを得ない帰国であると認めた場合には、内閣府は、その全部又は一部を負担することができる。

#### ⑥ 航空運賃のうち超過手荷物料、宿泊ホテル等における付随的費用

- ⑦ その他、個人用に必要な経費
- (3) 海外から参加する場合は国内交通費のみ支給いたします。
- (4) 参加費免除の申請について

独立生計者(※)でない者かつ奨学金受給者、授業料免除者、その他経済的理由により参加費の納付が困難な者は、参加費の免除を申請することができます。書類選考に合格した者のうち、参加費免除の申請を希望する者は必要書類を準備し、内閣府が指定する期日までに内閣府に申請してください(詳細及び申請様式は書類選考合格後、希望する者に送付します)。内閣府で申請書及び必要書類を確認し、選考試験に合格した者のうち、認定された者の参加費を免除することとします。なお、上記(2)については、参加費免除となった場合でも、自己負担となるので注意してください。

(※) 独立生計者とは、以下の項目全てに該当する者を指します。

- ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- ② 父母等と別居している者
- ③ 本人(配偶者があるときは、配偶者を含む)に150万円以上の収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
- ④ 父母等(配偶者を除く)から経済的な援助を受けていない者

- (5) 事後活動について

本事業の応募に当たっては、「事後活動」の重要性についても認識してください。内閣府は、事業実施中の活動だけでなく、事業参加後、事業で得た学びを広く社会に還元することを目的にした事後活動も重視しています。内閣府の青年国際交流事業は歴史が長いので、「日本青年国際交流機構(IYEO)」を中心とした世界的なネットワーク、同窓会組織による事後活動の機会が充実しています。事後活動について詳しく知りたい方は、内閣府発行の「事後活動ニュース」

(<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/koho/index.html>) 又は IYEO ホームページ (<https://www.iyeo.or.jp/>) を御覧ください。